

新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への応援職員派遣 ＜受援計画の検討・策定について＞

- 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底しながら、福祉的支援が必要な方を支える施設等で働く皆様に心より感謝申し上げます。
- 高齢者や障がい者など、支援が必要な方の住まいとしての役割を担う入所系の施設では、働く職員が陽性等(感染が疑われる者及び濃厚接触者を含む[以降同様])となり出勤できなくなる場合でも、サービスの継続運営を確保することが求められます。
- 各法人/各施設においては、入所者に陽性等が発生した際の隔離時の体制はもちろん、職員に陽性等が発生した場合の人手不足に備え、他施設からの応援職員を円滑に受け入れるための業務体制(受援計画)などを、あらかじめ検討しておくことが重要です。
- また、陽性等が発生したことによって、人手不足が生じた他施設を応援するため、職員を円滑に派遣できるよう、他施設を応援する際の業務体制なども併せてご検討下さい。
- 以下に、各法人/各施設において、業務体制等の検討を深めて頂くための資料等を整理致しましたので、受援計画の検討・策定にご活用下さい。

◆感染症対応の再点検について ～『施設自己点検チェックリスト』～

各法人/各施設においては、これまでも感染予防対策の取組みを徹底頂いていますが、今般、施設種別ごとに「新型コロナウイルス感染症対応 施設自己点検チェックリスト」を策定いたしました。

本チェックリストにより、万一感染症が発生した場合、施設としての確かな対応がとれる準備が整っているか、再点検を実施して下さい。

□加えてご留意いただきたいこと

感染症の影響により、当該施設に勤務する職員が不足する場合、特に、重要となる「4. 隔離居室とゾーニング」や「6. 職員体制等の確認」については、本チェックリストに加え、以下の資料をご活用下さい。

陽性等が発生した際の職員体制等は、施設の構造や規模、施設種別、感染者数など、様々な要素が複合的に関係するため、事前に万全の体制を構築することは困難を極めますが、十分な備えがあれば、有事の際にも迅速かつ確かな対応が可能となり、感染拡大の抑制にも繋がります。

1 隔離居室とゾーニング(レッドゾーン[不潔区域]とグリーンゾーン[清潔区域]の明確な区別)

ゾーニングとは、感染症発生施設において、病原体によって汚染されている区域(レッドゾーン)と汚染されていない区域(グリーンゾーン)に分けることです。

ゾーニングは、施設所在地を所管する保健所の指導の下で行いますが、施設運営者にもゾーニングの基本的な知識や準備があれば、迅速な対応が可能となりますので、以下の動画を活用して下さい。なお、高齢者や基礎疾患のある方は原則入院となりますが、入院までの調整期間や陽性者の状態により、施設での療養となることも想定されます。

【社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策(大阪府 HP)】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>



2 職員体制等の確認 (別紙「新型コロナウイルス感染症に備えた業務体制の検討について」参照)

職員体制については、「他施設からの応援職員を自施設へ円滑に受け入れるための体制」と「自施設から他施設へ応援職員を円滑に派遣するための体制」の2点について検討して下さい。

(1) 自施設での職員陽性等発生時に備えて(応援職員の円滑な受け入れ体制)

- ① 感染症が発生した場合を想定し、平常時における業務を以下3つに分類のうえ、それぞれの「業務量」を把握して下さい。
 - A: 通常時と同様に継続すべき業務 (例: 食事、排せつ、職員への給与支払、物品調達等)
 - C: 規模・頻度を減らすことが可能な業務 (例: 入浴、リハビリ等)
 - ⇒ 縮減できる業務量を検討して下さい。
 - D: 休止・延期できる業務 (例: AC以外の業務)
- ② ①により把握したA業務及びCのうち継続する業務に加え、「B: 感染予防・感染拡大防止の観点から新たに発生する業務」について、A. 介護等を担当する専門職員、イ. 事務職員、ウ. 運転手等の施設運営上のバックアップ職員などの別に、概ね必要となる従事職員数を検討して下さい。
(ア～ウの職種別の分類は、施設の継続運営に必要と考えられる最低限の分類例ですので、各施設種別に応じて丁寧に検討して下さい。)
- ③ 他の施設から応援職員を受け入れる場合に「自施設の職員が対応すべき業務」及び「他施設からの応援職員に対応をお願いできる業務」をア～ウの職種別に洗い出し、サービスの継続運営に向けた業務体制を検討して下さい。
- ④ ①～②で検討した感染症発生時の業務量と、出勤が可能な職員数(ア～ウの職種別)を比較し、サービスの継続運営のために必要な人員に不足が生じる場合、③で検討した「他施設からの応援職員に対応をお願いできる業務」について、同一法人内の他施設に職員の応援派遣を依頼して下さい。
- ⑤ ④により、同一法人内において自助努力に最大限努めても人員が不足する場合には、所管行政機関(指定権者)と協議のうえ、応援職員の派遣を要請(所管行政機関を通じて)して下さい。

(2) 他施設への応援職員派遣時に備えて(他の施設へ応援職員を円滑に派遣できる体制)

- ① 他の施設へ応援職員を派遣する場合においても、(1)①による検討で得た業務分類により、「D: 休止・延期できる業務」のうち、縮減できる業務量を検討して下さい。
- ② 縮減業務量が把握できれば、職種別(ア～ウの分類)に他施設への応援が可能な職員数を検討して下さい。

◆受援計画の検討・策定について

施設自己点検チェックリストに加え、以下の「業務継続計画(モデル)」を活用し、より具体的な感染症対策の計画策定をご検討下さい。

□『社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン』 (厚生労働省ホームページ)

新型インフルエンザ等の発生時におけるサービスの提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画(「新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続的に実施するための計画」)の作成に活用できるよう、平成 27 年 3 月に標記ガイドラインが発行されました。

また、単独の事業者が一から業務継続計画を作成することは容易ではないことから、ガイドラインで示した考え方とともに、施設種別ごとに業務継続計画(モデル)も示されていますので、ご活用下さい。

【社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど】

- ① 高齢者入所施設編、② 障害者・児入所施設編、③ 救護施設編、④ 児童養護施設編

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

